

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第三号様式

### 【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 20
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役社長 田辺 和夫
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウ サウスタワー
【報告義務発生日】	平成23年 10月 31日
【提出日】	平成23年 11月 7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上変動したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	NEC ネットエスアイ株式会社
証券コード	1973
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

**第2【提出者に関する事項】****1【提出者(大量保有者)/1】****(1)【提出者の概要】****【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒540-8639 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**【法人の場合】**

設立年月日	大正14年 7月 28日
代表者氏名	常陰 均
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ. 信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務(公共債の売買等)他

**【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-6611 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウ サウスタワー 住友信託銀行株式会社 受託資産企画部 企画課 高田 克己
電話番号	03-6256-3529

**(2)【保有目的】**

信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。 投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。
--

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,688,100
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,688,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,688,100
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年10月31日現在)	V	49,773,807
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.66

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約(貸)(株・口)		
シティグループ証券株式会社	200	
ドイツ証券株式会社	100	
野村證券株式会社	4,500	

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	中央三井アセット信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成7年 12月 28日
代表者氏名	住田 謙
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ. 信託業務、並びに担保付社債信託法、社債登録法その他の法律により銀行又は信託会社が営むことができる業務。 ロ. 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引および為替取引、並びにこれらの業務に付随する業務。 ハ. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務。

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社 総合企画部 業務グループ 主席調査役 中島 寿一
電話番号	03 - 5232 - 8210

## (2)【保有目的】

信託財産の組み入れ銘柄として保有するもの。 投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。
--

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			221,200
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 221,200
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		221,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年10月31日現在)	V	49,773,807
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.40

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約(貸)(株・口)		
Nomura International plc		5,700
大和証券キャピタル・マーケット株式会社		11,900

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 住友信託銀行株式会社  
(2) 中央三井アセット信託銀行株式会社

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,909,300
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,909,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,909,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年10月31日現在)	V	49,773,807
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.06

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	3,688,100	7.41
中央三井アセット信託銀行株式会社	221,200	0.44
合 計	3,909,300	7.85